様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25 年 3月 24日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

<table>
<tr><th colspan="5">プロジェクト名</th></tr>
<tr><td colspan="5">静岡県・静岡油化工業によるバイオディーゼル燃料を用いた温室効果ガス排出削減事業</td></tr>
<tr><th colspan="5">【依頼者】 プロジェクト代表事業者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="3">しずおかゆかこうぎょうかぶしきがいしゃ
静岡油化工業株式会社</td><td>印</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">静岡県静岡市駿河区広野字東割2311－5</td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td>長島　磯五郎</td><td>代表者役職</td><td colspan="2">代表取締役</td></tr>
<tr><td>担当者氏名</td><td>池ヶ谷　明</td><td>担当者
所属部署・役職</td><td colspan="2">事業統括部長</td></tr>
<tr><td>担当者 E-mail</td><td>shizuokayuka@mail.wbs.ne.jp</td><td>担当者電話番号</td><td colspan="2">054-259-5175</td></tr>
<tr><th colspan="5">プロジェクト事業者・プロジェクト参加者</th></tr>
<tr><td>プロジェクト事業者名</td><td colspan="4">* プロジェクト代表事業所と同一</td></tr>
<tr><td>プロジェクト参加者名</td><td colspan="4">* プロジェクト代表事業所と同一</td></tr>
<tr><th colspan="5">オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者</th></tr>
<tr><td>事業者名(フリガナ)</td><td colspan="4">静岡油化工業株式会社</td></tr>
<tr><th colspan="5">妥当性確認・検証機関</th></tr>
<tr><td>妥当性確認機関名</td><td colspan="4">ペリージョンソンレジストラ―クリーンディベロップメントメカニズム株式会社</td></tr>
<tr><td>検証機関名</td><td colspan="4">〃</td></tr>
</table>

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0224
プロジェクト登録日	2012.7.31
プロジェクト概要[1]	【プロジェクトの目的】 廃棄物削減と市民意識の啓発を目的としカーボンニュートラル燃料による化石燃料代替によ り温室効果ガス削減を図る。 【プロジェクトの内容】 家庭系（市民回収）・事業系（スーパー・食品会社）の廃食油を含めて静岡油化工業株式会社でメタノールを用いたエステル交換方式にてバイオディーゼル燃料を製造し自社産廃車両にて利用する。 【適格性基準との整合性】 〇条件 1: プロジェクトがない場合にはエネルギー利用されない、国内で発生した植物性の廃食油である。 〇条件 2: バイオディーゼル燃料の精製方式はメタノールを用いたエステル交換方式である。 〇条件 3: 精製されるバイオディーゼル燃料により代替される車両の燃料は化石燃料(軽油)である。 〇条件 4: プロジェクトで使用されるバイオディーゼル燃料については、軽油と混合しないバイオディーゼル燃料(B100%)あり、国土交通省が選定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「（全国バイオディーゼル燃料利用推進）協議会モニタリング規格」を満たしている。 〇条件 5: 精製されたバイオディーゼル燃料を使用する車両は車検証記載変更により個別に特定できる。また適切な利用をし、自己の責任において適切な車両等の管理が行われている。 【法令遵守状況】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および消防法に対応している。 【採用技術】 <table><tr><th>機器名</th><th>メーカ名</th><th>耐用年数</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr><tr><td>ﾜﾝﾀﾞｰ200</td><td>㈱ﾜﾝﾀﾞｰﾗﾝﾄﾞ三重</td><td>8 年</td><td>2011 年 2 月</td><td>廃食用油再生燃料製造プラント</td></tr><tr><td>計量機</td><td>㈱ﾀﾂﾉ･ﾒｶﾄﾛﾆｸｽ</td><td>7 年</td><td>2008 年 4 月</td><td>BDF給油機</td></tr></table>【モニタリング方法】 方法論およびモニタリングガイドラインに準拠し実施している。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論に全て準拠している

【モニタリング体制】

【QA / QC 体制】

（1） 教育訓練

・ 社内教育の徹底(モニタリング体制や手順・報告書記載などについて)を行う。
・ 報告→連絡→相談の社内の流れを統一する。
・ プロジェクトに係る全員の講習会を定期的に実施し個別データーの信頼性の向上及びデータの収集・集計体制を整備する。

（2） 情報の保管

・ 排出削減量を算定するために使用したデータを文章化し保存する。（検証機関が再計算できるようにする）

（3） データの確認

・ データのチェックの為、収集量の台帳との突き合わせ、BDF納品書との突き合わせなど、複数人を介して実施し、入力ミスなどをなくす。
・ 最終的なデータの確認・管理はプロジェク統括責任者の管理の下で実施する。

（4） 内部監査

・ 定期的に、内部監査（年1回を予定）を行い、データのモニタリング・収集・算定・報告など随時課題発見に努め、その対応是正を行う。

（5） 測定機器の維持・管理

・ 測定機器である BDF 給油器の維持・管理については、それぞれの部門の責任者がそれぞれの部門で使用する機器ついて、取扱説明書等に基づいて適切に維持管理を行い、必要な点検等を実施するものとする。又、必要な場合、メーカーのアドバイスを受けるものとする。

<table>
<tr><td>モニタリング結果概要[2]</td><td colspan="6">☐ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。
☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。
☐ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。

（その他特筆すべき事項）</td></tr>
<tr><td>適用モニタリング方法ガイドライン</td><td colspan="6">オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン
（ 排出削減プロジェクト プロジェクト用） ver.3.2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用方法論</td><td>方法論番号</td><td colspan="5">SS－E. 004 ver. 5.0</td></tr>
<tr><td>方法論名称</td><td colspan="5">廃食用油等のバイディーゼル燃料の車両等における
利用に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="7">モニタリング結果</td></tr>
<tr><td>モニタリング期間</td><td colspan="6">2009年 4月 1日～ 2012年 6月 30日</td></tr>
<tr><td><方法論R001・R002・R003のみ>
モニタリング対象面積</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減・吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>－</td><td>202</td><td>198</td><td>47</td><td>-14</td><td>433</td></tr>
<tr><td>認証依頼削減・吸収量</td><td colspan="6">433 t-CO2[3]</td></tr>
</table>

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<table>
<tr><th colspan="2">ダブルカウントの防止の措置</th></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者</td><td>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】

事業者名: 静岡油化工業株式会社</td></tr>
<tr><td>ダブルカウントの防止措置内容</td><td>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。
(オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)

【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】

☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。

□ 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています

類似制度名:

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。

□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。

理由:

【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。

□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。

※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</td></tr>
</table>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ☑ ホームページ
  ホームページ URL：http://www.shizuokayuka.co.jp
- □ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）
- □ その他 具体的に：

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- □ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- □ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
  制度名：
- □ その他
  具体的に：

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上